

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	道 路 維 持 課
・道路の区域変更	
○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一部改正	会 計 課
◎ 公 告	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	”
・県営土地改良事業変更計画の決定	建 設 企 画 課
・測量の実施(2件)	”
・測量の終了(3件)	
◎ 交通局公告	総 務 課
・契約者等	
◎ 公安委員会告示	生 活 環 境 課
・警備員等に対する検定の実施	
◎ 正 誤	道 路 維 持 課
・令和5年12月1日付け長崎県公報第11271号中	

## 告 示

### 長崎県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路 線 名 小浜北有馬線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市北有馬町字下前田3344番1地先から 南島原市北有馬町字下前田3345番5地先まで	前	7.2~15.1	48.1	
	後	11.4~16.0	48.1	

長崎県告示第82号

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、令和6年2月19日から適用する。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。		長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1及び2～30 略		1及び2～30 略	
31	削除	31	長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）第2条第2項第3号に規定する県央振興局長が現金を収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）
32及び33 略		32及び33 略	
34	振興局長が徴収する事実の証明手数料（県税に係るものに限る。）及び長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）第6条第1項及び第54条第1項に規定する手数料並びに県民センターにおける行政資料の複写代（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）により納付されるものを除く。）	34	長崎県証紙条例施行規則第2条第2項第3号に規定する長崎振興局長が現金を収納する場合の手数料及び県民センターにおける行政資料の複写代
35	長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）別表第1に規定する使用料（指定納付受託者により納付されるものを除く。）	35	長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）別表第1に規定する使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下、「指定納付受託者」という。）により納付されるものを除く。）

別表第27を削る。

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、岐宿土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
比留木 卯佐男	五島市岐宿町岐宿116番地	田 端 聡	五島市岐宿町岐宿344番地3
大 町 竜 馬	五島市岐宿町岐宿2392番地	中 山 権一郎	五島市岐宿町岐宿76番地
松 野 繁	五島市岐宿町岐宿2810番地9	洗 川 泰 弘	五島市岐宿町岐宿2450番地1
出 口 敏 雄	五島市岐宿町岐宿2279番地	荒 木 輝 夫	五島市岐宿町岐宿2509番地2
倉 橋 六 郎	五島市岐宿町岐宿2304番地	木 戸 庄 吾	五島市岐宿町岐宿2249番地1
寺 田 傳	五島市岐宿町岐宿979番地8	菊 谷 正 憲	五島市上大津町270番地1
竹 山 和 弘	五島市岐宿町岐宿1602番地1	寺 田 傳	五島市岐宿町岐宿979番地8
樽 角 弘 幸	五島市岐宿町楠原888番地	菊 谷 岩 雄	五島市岐宿町岐宿1588番地
今 里 伊勢男	五島市岐宿町楠原398番地5	大 窄 誠 一	五島市岐宿町楠原769番地2
中 野 邦 彦	五島市岐宿町楠原517番地1	久保田 眞 一	五島市岐宿町楠原513番地2
		樽 角 正 彦	五島市岐宿町楠原299番地3
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 下 栄 一	五島市岐宿町岐宿1824番地2	平 田 寛	五島市岐宿町岐宿2273番地4
狩 浦 雅 彦	五島市岐宿町楠原763番地1	山 下 栄 一	五島市岐宿町岐宿1824番地2
田 端 正 之	五島市岐宿町河務1256番地5	今 里 日出海	五島市岐宿町楠原396番地2

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、針陽地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）（農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
針陽地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業  
(畑地帯総合整備中山間地域型)(農業用排水施設工)  
土地改良事業変更計画書
- 2 縦覧期間  
令和6年2月16日から令和6年3月7日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：佐世保市役所 農林水産部 農林整備課  
土日祝日：佐世保市役所守衛室(北口管理人室)

**測量の実施(公告)**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量(空中写真測量、写真地図作成、数値図化(数値レベル1000))を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町、西彼杵郡時津町子々川郷、日並郷	令和6年2月19日から 令和6年8月26日まで

**測量の実施(公告)**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量(基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市 有明町	令和6年2月20日から 令和6年3月25日まで

**測量の終了(公告)**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市下中野町・高越町・飯良町	令和5年12月1日

**測量の終了(公告)**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市長か

ら公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県大村市東三城町	令和5年12月22日

#### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年2月16日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町	令和6年2月6日

## 交 通 局 公 告

#### 契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量  
軽油 768キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）  
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
（電話）095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年1月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
（氏名）南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎  
（住所）長崎県長崎市茂里町1番46号
- 5 随意契約に係る購入単価  
127,140円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

## 公安委員会告示

#### 長崎県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定

を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年2月16日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分  
貴重品運搬警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和6年5月23日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。

なお、実技試験のみの受検はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和6年2月26日（月）から同年3月6日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合

は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

#### 6 検定手数料及び納付方法

##### (1) 検定手数料

16,000円

##### (2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

#### 7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

#### 8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

## 正 誤

令和5年12月1日付長崎県公報第11271号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1744	14	杵岐市芦辺町中野郷仲触字寺池1382番1地先から	杵岐市芦辺町中野郷仲触字寺地1382番1地先から

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト